

店頭デリバティブ取引に係るご注意 対比表

平成 25 年 11 月 11 日

(青字部分は追加・変更箇所、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
店頭デリバティブ取引に係るご注意	店頭 デリバティブ 外国為替証拠金取引に係るご注意
<p>○店頭外国為替証拠金取引及び店頭外国為替オプション取引は、通貨関連店頭デリバティブ取引です。本取引は、<u>金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。</u>（注 1）</p>	<p>○店頭外国為替証拠金取引及び店頭外国為替オプション取引は、通貨関連店頭デリバティブ取引です。本取引は、<u>金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。</u>（注 1）</p>
<p>○<u>店頭外国為替証拠金取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。</u></p> <p><u>店頭外国為替オプション取引は、少ない資金で大きな利益を得ることもありますが、投資資金の全額を失う場合もあります。</u></p> <p>お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、<u>本取引の内容等を十分にご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。</u></p>	<p>○店頭外国為替証拠金本取引は、<u>証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。</u></p> <p>店頭外国為替オプション取引は、少ない資金で大きな利益を得ることもありますが、投資資金の全額を失う場合もあります。</p> <p>お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、<u>本取引の内容等を十分にご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。</u></p>
平成 24 年 4 月 23 日現在	平成 25 年 11 月 11 日